目　　次

第　２　号　（６月９日）

１　出席議員　・・・

第　２　号　　６月９日（火）

出席議員（敬称略）　　１４　名

1番　高橋宏介	2番　山本徹郎	3番　大浦和博
4番　城野庄一	5番　熊谷良彦	6番　喜村喜代治
7番　平泉初男	8番　加藤伊平	9番　秋田重敏
10番　生駒一義	11番　井上利治	12番　平谷弘子
13番　山本　優	14番　丸岡武司	

欠席議員（敬称略）　　なし

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（敬称略）

町長	岩倉光弘		
副町長	藤原十三夫		
総務課長	北野　徹	観光まちづくり課長	関根將人
町民税務課長	野村和子	保健福祉課長	西村成男
農林水産課長	山岸　健	建設整備課長	中村勝典

（教育委員会）

教育長	上田康彦	事務局長	坂井浩伸

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	中村幸彦	書記	關　敏宏

議事日程（別紙のとおり）

会議に付した事件

議席の一部変更

議案第51号　令和２年度南越前町一般会計補正予算（第３号）

議案第52号　令和２年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第53号　令和２年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算（第１号）

議案第54号　令和２年度南越前町河野診療所特別会計補正予算（第１号）

議案第55号　令和２年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算（第１号）

議案第56号　南越前町印鑑条例及び南越前町手数料徴収条例の一部改正について

議案第57号　南越前町国民健康保険条例及び南越前町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第58号　南越前町保育所の設置及び管理に関する条例及び南越前町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第59号　南越前町介護保険条例の一部改正について

議案第60号　公の施設の指定管理者の指定について

議案の常任委員会付託

代表質問

一般質問

開　　議

〔開議　　午後１時００分〕

○議長（秋田重敏君） これより、本日の会議を開きます。本日の出席議員数は１４名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより、日程に入ります。

議席の一部変更

○議長（秋田重敏君） 日程第１　議席の一部変更を行います。

これは議長の選挙に伴うもので、会議規則第４条第３項の規定により、議席の一部を変更します。

私、秋田重敏の議席を９番から１１番に、井上利治君の議席を１１番から９番にそれぞれ変更します。

変更した議席は、お手元に配付の議席表のとおりです。

質　　疑

○議長（秋田重敏君） 次に、日程第２　議案第５１号　令和２年度南越前町一般会計補正予算（第３号）から日程第１１　議案第６０号　公の施設の指定管理者の指定についてまでの１０議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

議案の常任委員会付託

○議長（秋田重敏君） 次に、日程第１２　議案の常任委員会付託を議題とします。

お諮りします。議案第５１号　令和２年度南越前町一般会計補正予算（第３号）から議案第６０号　公の施設の指定管理者の指定についてまでの１０議案につきましては、配付いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ審議を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、議案第５１号から議案第６０号までの１０議案につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託して審査を行うことと決しました。

暫時休憩いたします。

休　　憩

〔休憩　午後　１時　９分　〕

〔再開　午後　１時１０分　〕

再　　開

○議長（秋田重敏君）会議を再開します。

代　表　質　問

○議長（秋田重敏君）次に、日程第１３　代表質問を行います。

今回、新型コロナウイルス感染症対策については、地域住民の皆様にとって非常に関心が高い施策であり、今後の対応策も重要なことから、議会として代表質問をさせていただくこととなりました。理事者各位におかれましては、議会として代表質問を行う趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、代表質問を行います。

１０番　生駒一義君から発言を求められておりますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）生駒一義君

〔　１０番（生駒一義君）登壇〕

○１０番（生駒一義君）中国の武漢で新型コロナウイルス感染症が発生し、この４か月余りで全世界に広がり、感染者７００万人を超え、４０万人が死亡されたと言われております。日本におきましては、１万７，１７２人が感染し、９２２名が死亡いたし、福井県では、１２２人が感染し、８名の方が死亡いたしまし

た。当町におきましても１名の方が感染いたしましたが、幸いにほかに感染することなく済みましたので、安堵したところでございます。

亡くなられた方々に、心より哀悼の意を表したいと思います。また、これらの医療業務に従事されました皆様方に、心より感謝と敬意を表する次第でございます。

南越前町では、各種イベント、事業などを中止し、感染防止対策を講じ、地域経済や住民生活への支援施策として、山海里応援弁当助成、子育て支援特別給付金３万円の支給、マスク購入助成金、中小企業無利子の融資などの事業の施策を実施したことは、住民にとりましても心強いものでありました。

５月２５日、緊急事態宣言が全都道府県で解除されましたが、今後、第２波、３波が来ることも十分予想される状況下であります。

そこで、私は、今後のコロナウイルス対策について代表質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の収束が不明瞭な中で、今後、地震や豪雨、台風などの自然災害と新型コロナウイルス感染症との複合的な災害に対し、町として、災害備蓄品の確保、避難体制などの対策についてのお考えをお伺いいたします。

また、今回の感染症は、地域医療体制の崩壊の危機を招くまでの状況となりました。自然災害と感染症との複合災害や感染症の拡大など、感染者、傷病者が多く発生すれば、地域医療体制が崩壊することにつながります。町として、複合災害などにおける地域医療体制の確保、他の医療機関との連携体制、県の保健所との連携など、今後の対応についてのお考えを併せてお伺いいたします。

次に、感染症の発生では、マスクなどの感染防止資材が全国的に不足いたしました。また、児童用のマスクは現在でも不足ぎみの状況です。

南越前町にも各種の事業所があり、マスクの製造を行っている業者もあるやに聞いております。また、町内の酒造業者において消毒用アルコールなどの製造が可能ではないかとも考えます。

今後、町として地元事業者と連携して、災害や感染症対策に対する各種の資材確保等を行う考えはないのか、併せてお伺いをいたします。

次に、民間においては、今回の感染症対策として時差出勤、テレワークなど、３密を避けるような勤務体制づくりを推進いたしておりますが、行政としても、今後はテレビ会議など、災害時などにおいて緊急に対応できるようなリモート体制の整備を推進することが必要ではないかと思っております。

町として、今後のリモート体制などの整備についてのお考えがあるか、お伺いをいたします。

次に、乳幼児健診など、実施する時期が限定されている事業の延期や、温泉宿泊施設、公民館等の公共施設の休館措置、町内の各種団体活動、行事については、安全性を確保しつつ早期の実施や再開が求められているところですが、緊急事態宣言の解除に伴い、今後、町として、事業の実施や公共施設の使用再開、町内の各種団体活動、行事の再開などについてどのように指導していくのか。

また、県境をまたぐ移動の自粛の解除により、国、県の休業要請に基づき休業してきた観光事業者等の経済活動の活性化を図るため、また観光客の誘致を促進するため、国や県と協働した高速料金等に対する助成施策など、地域経済の活性化を早急に図ることが必要だと思います。

町として、延期してきた各種事業、施設の今後の対応や、町内における各種活動、行事の再開及び観光客の誘致促進のための施策をどのように考えているか、お伺いをいたします。

次に、学校教育についてお伺いいたします。

全国的な緊急事態宣言を受け、学校の休校措置がなされ、福井県においては、３月から５月までの約３か月近くの休校措置が行われました。その間、児童生徒においては、自宅学習による勉学を行うことを余儀なくされ、学校から与えられた課題や、ケーブルテレビなどを活用し学習を積んできたところでございます。

しかしながら、学校に通学して学ぶ学習に比べ、家庭学習等による勉学ではどうしても学習時間が不足し、進級前の学習が完了できない状況のまま進級しているのが現状です。この学習の遅れに対する学校の対応など、また校内での３密についてどのような対応をしているのか、お伺いをいたします。

また、国の専門家会議においても指摘されているように、今後も新型ウイルス感染症が再度全国的に拡大し、学校の休校措置が取られることも想定されることから、学校教育において、タブレットなどを活用したＩＣＴ化による学習を学校教育の現場に取り入れるなど、今後の感染症に対する対策についてもお考えをお伺いいたします。

今回のコロナウイルス感染症に伴い、経済の低迷をはじめ、各界各層に大きな打撃を与えました。一日も早くコロナワクチンが開発され、今までのような平穏な生活に早く戻し、住民に安全、安心を与えていただくよう強く念願いたしまして、私の質問といたします。

〔　１０番（生駒一義君）降壇〕

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）岩倉町長

〔 町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの生駒議員の新型コロナウイルス感染症対策に関する代表質問にお答えをいたします。

昨年末に中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、わずか数か月の間で全世界に一気に広がりまして、パンデミックと言われる世界的大流行となり、出口の見えない状況が今なお続いているところであります。

我が国においては４月７日に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を７都府県に対して発令をし、その後、全都道府県を対象に拡大をし、国民に対しまして徹底的に外出自粛を求め、人と人との接触を８割程度減らすことによりウイルスを封じ込める対策を展開してきたところであります。

これら施策がある程度功を奏し、国内の新規感染者数も減少し、第１波はほぼ収束をし、第２波、第３波に向けた対策を行う次のステージに入ったところであります。

今後は、医療提供体制のキャパシティを引き上げるとともに、有効な治療法の確立及びワクチンが開発されるまでの間、この感染症を正しく恐れ、新たな生活様式を実践し、ある程度のブレーキをかけながらアクセルを踏む、すなわち感染症防止対策と社会経済活動を両立していただくことが肝要と考えるところであります。

初めに、第１点目の自然災害と新型コロナウイルス感染症との複合的な災害への備えということでありますが、現在、町内２０か所の指定避難所の合計収容人数は約９，５００人となっておりますので、ほぼ全町民を受け入れることが可能となっております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、災害時の避難により３密の環境である密閉、密集、密接が生まれ、感染が広がる危険性やリスクが高まることから、これを回避するためにも、実際に受入れ可能な人数は半分以下になると考えられるところであります。

したがいまして、今後は、昨年１２月に全戸配布いたしました「防災の手引き」に同封してありますハザードマップ等を確認していただき、自宅に留まることが安全な場合には２階へ避難する垂直避難等が有効と考えられますし、また、被害が及ばないと想定される親戚であったり知人であったり、そういうお宅への避難や車中泊も考えられるところであります。

また、避難所体制としては、保健師等を常駐させまして、避難者全員に対して検温、問診等を行い、健康観察を実施することが重要でありまして、発熱とか風邪の症状があり感染のおそれがある方については、隔離等の対応を行うとともに、トイレ、洗面所等に至るまで動線を分けるなどして一般の避難者とのゾーニング、居住の区分を行うことが必要となるところであります。

このほど、福井県が「新型コロナウイルスに備えた避難所運営の手引き」を取りまとめましたので、内容を精査しながら、万が一の際、有効に活用できるよう備えることといたします。

災害備蓄品の確保に関しては、今回の６月補正予算の中で新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用しまして、避難所での間仕切り設備や体温計、衛生用品等を整備させていただき、避難所対策と感染症対策を強力に推し進めていきたいと考えているところであります。

次に、地域医療体制の確保に関する件でありますが、高齢者が多い南越前町においては、新型コロナウイルス感染症への対応のみならず、ほかの疾患等への対応も重要となるところでありますが、災害時や感染拡大時の診療体制の確保として、電話やオンラインによる診療の体制を整える町内の医療機関もあります。また、日頃より町内の医療機関との連携強化を図っておりまして、町内の医師が一堂に会しまして地域医療等について協議する保健事業定例会を、年２回実施しているところであります。

さらに、状況に応じて適宜、町内の医療機関と地域医療の課題を協議いたしまして、その結果を町の対策に結びつけるために、町の新型コロナウイルス感染症対策の本部会議には医師の、お医者さんの参画もいただいております。

今後も、県や医師会、町内の医療機関との連携を密にしまして、地域医療体制の確保に努めてまいります。

次に、災害や感染症対策に対する各種の資機材の確保に関する件でありますが、町内の事業者によりますマスクや、日本酒の原料となるアルコール消毒液など製造・販売につきましては、計画的に一定数量の受注が見込める場合は持続的な対応が可能であるということでありました。

今後、事業者の皆様方と協議・調整をいたしまして、有事の際に備えた資機材の町内確保について検討をしてまいります。

次に、災害時において緊急に対応できるようなリモート体制の整備でありますけれども、本町につきましては、職員が感染者や濃厚接触者になることにより業務遂行に支障を来さぬよう業務継続計画を策定し、これに基づきま

して、４月２０日から今庄住民センター内にサテライトオフィスを開設いたしまして、職員の分散勤務を実施しているところであります。

また、５月１２日から課長会の出席メンバーにタブレット端末を貸与いたしまして、会議室に一堂に会することなく自席でタブレットを用いまして、テレビ会議システムにより課長会や打合せを実施しているところであります。加えて、災害の発生時には、被災状況をオンラインで伝えるツールとしても活用することができるなど、今後も一層、庁内での活用に努めているところであります。

次に、実施する時期が限定されている事業の延期に関する件でありますけれども、乳幼児の健診につきましては、延期の説明と併せて、心配なことや育児で困ったことがないかなど聞き取りを実施いたしておりまして、必要に応じて電話での育児相談、そしてまた訪問での対応を実施いたしております。

また、延期した健診を７月中に実施する予定でありまして、国が示しております対象月齢中に受診ができる見通しとなっております。

また、感染拡大防止のため、本年度開催予定でありました今庄そばまつり、はすまつり、河野夏まつりなどのイベントはやむを得ず中止とさせていただきました。今回の経験を糧に、来年度以降の各イベントの開催時における感染症予防対策を調査研究し、多くの皆様に安心してご来場いただき楽しんでいただけるような安全な開催体制を構築してまいりたいと思っております。

次に、施設の再開に関する件でありますが、温泉施設など各公共施設につきましては、感染拡大防止のため５月の末日まで休業させていただきました。６月１日から営業を再開しておりますが、温泉施設におきましては大浴場の利用の際の入場制限、脱衣場においては１時間ごとにアルコールの清掃を実施するなど、ご利用の皆様のご理解、ご協力のもとに、安全にご利用いただけるよう取り組んでおります。そのほかの施設におきましても、フロントにおける接客時の感染予防のための飛沫防止対策や接触機会をできる限り回避するなど、各施設の特性を考慮しまして取り組んでおりまして、今後、利用者だけでなく従業員の安全についても確保してまいりたいと思っております。

次に、教育委員会所管の施設につきましては、図書館は５月１２日から、地区の公民館、グラウンドは６月１日から、各学校の体育館は６月８日から利用可能となっております。

ただし、南条文化会館の大ホールにつきましては、クラスター発生の危惧及び防止の観点から利用を休止させていただいておりますが、国や県が示すイベント開催制限の段階的緩和の目安に基づきまして、６月１９日からの利用再開に向けて準備を進めてまいります。

次に、各種団体活動の実施につきましては、感染防止に関する施設の使用や活動の注意事項を作成しまして、５月の下旬に団体へ通知をし、既に一部の団体におきましては活動を再開していただいております。

次に、社会教育関係の行事の開催につきましては、６月から公民館教室を開催しておりますが、その他の事業につきましては、国のガイドラインに基づきまして、参加者の規模、事業内容、そしてまた関係団体や講師等の意見を踏まえながら、今後、開催を検討してまいります。

次に、各集落でのイベントや行事などの活動については、町内で初めて感染者が確認されました３月３１日に、各区長様宛てに自粛要請を町新型コロナウイルス感染症対策の本部長名でお願いをしたところでありますが、５月２５日に緊急事態宣言が全面解除されたことや、県内での感染者が１か月以上発生していないことから、「新たな生活様式」と「県民行動指針」を積極的に実践していただくことを前提に、地域での行事の自粛要請について解除する旨の通知をこのほどさせていただいたところであります。

次に、観光客の誘致促進のための施策についてでありますが、観光業の需要喚起と、再び活力を取り戻せるように国が７月下旬以降に展開するＧｏＴｏキャンペーンをはじめ、現在、国会審議中の国の２次補正予算の事業などや、先に公表されました、福井県が取り組みます、宿泊事業者による「新しい生活様式」準備推進事業などと併せて、町としての第２弾となります、地域経済の活性化策の立案に取り組んでいきたいと思っております。

また、観光客受入れの際の旅館など、各施設におけます感染予防対策につきましても、観光関係団体と協議し支援を検討してまいります。

次に、学校教育についてお答えをいたします。

まず、３月から５月までの３か月に及ぶ臨時休業期間中の学校の対応についてでありますが、３月の未履修分につきましては、学年の終わりに近づいていたことから、小学６年生と中学３年生については全ての課程が終了しておりました。その他の学年につきましては、学年にもよりますが、最大で授業の時数が３０時間程度足りない学年もありました。

新年度に入りまして、児童生徒が早めに教科書に触れて予習することができるように、４月８日から１０日にかけまして教科書の配布を行いました。

また、県で作成した学習動画につきましては、ユーチューブや福井ケーブルテレビの配信だけでなく、南越前町のケーブルテレビで再放送したりＤＶＤを配布したりするなどして、全児童生徒が視聴できるようにいたしました。そして、各クラスの担任がその動画の進度に合わせた課題を出して回収することで、計画的な家庭学習の実施を行いながら、児童生徒の学習状況を随時把握できるように努めました。

文科省からの通知では「家庭学習で行った内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができる」とされていますが、南越前町では、履修したことによって安心するのではなく、これまでどおり定着させるために、学校での学習時間を確保するよう学校長に対しお願いしているところであります。

そこで、児童生徒の安全と過度な負担軽減を第一に考えた上で、本町での学習の遅れに対する対応策として５つの項目にまとめました。

まず１つ目に、５月１８日から開始された分散登校においては、児童生徒の健康面をしっかり確認した上で、授業日とはなっていないものの、３月の５教科の未履修内容を中心に学習時間を少しずつ確保するように努めました。

２つ目に、６月１日からの学校再開と同時に学校給食も行い、学校生活に慣れ親しむことを優先しながらも、速やかに通常の授業が実施できるように配慮いたしました。

３つ目に、不足している授業日を確保するために、町の学校管理規則の一部を改正いたしまして、夏季休業、冬季休業を短縮することにいたしました。

４つ目に、各学校において今後の行事等の精選化を図り、年間の授業時数を確保できるように計画を立てていくことにいたしました。

５つ目の最後に、これまで以上に学校ＩＣＴ等を有効に活用いたしまして、授業の効率化を図っていくことにいたしました。

なお、６月１日から町立の小中学校を再開したことに伴いまして、今年度の長期休業期間の在り方についてでありますが、まず夏季休業期間につきましては、８月８日から８月１８日までに短縮をいたします。なお、冬休みにつきましては、今後の状況を鑑みて判断したいと思っております。

これら５つの項目を達成することにより、町内全小中学校の今年度履修すべき学習内容をしっかり終えることができると思っております。

また、校内での３密を防ぐために、まず児童生徒に注意喚起することが一番大切であるため、登校開始した日に全員に保健指導等をしっかり行っております。

また、学校内の具体的な対応につきましても、文科省の指針に従い、教室における机の配置をできるだけ広げまして、児童生徒の間隔を１メートル以上確保するよう努めております。また、窓も一定間隔開けておいたり、休み時間ごとに開放するなど、換気にも十分配慮をいたしております。

トイレや手洗い等につきましても、床に印をつけるなどして一定間隔を空けるようにしております。

給食においても、密集しないように間隔を空けて配膳をし、全員前向きに、前を向いて、会話を控えて食事するようにしております。

着替え等のときに更衣室が密集しやすいために、全員体操服でそのまま登下校をしておりまして、部活動でも広い場所で着替えをするようにいたしております。

次に、タブレットなどを活用したＩＣＴ化による学習についてでありますが、現在、学校内においてタブレット端末を用いた学習活動を行っておりますが、児童生徒の自宅でのＩＣＴを用いた学習環境の整備までにはまだ至っておりません。

今年度は、町の学校ＩＣＴの環境整備計画に基づきまして、校内の通信ネットワークの整備・更新に着手しております。

一方、国のＧＩＧＡスクール構想の実現が新型コロナウイルス感染症対策として、実現に向けて加速化しております。

今後は、国の補助事業の内示を受けまして、年度内に児童生徒１人１台のタブレット端末を整備していく予定であります。また、児童生徒の平等な教育の機会を確保するため、家庭学習時の通信料につきましても、町の費用負担について十分検討していきたいというふうに考えております。

以上、生駒議員の代表質問にお答えをさせていただきました。

〔 町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（秋田重敏君） これにて代表質問を終わります。

一　般　質　問

○議長（秋田重敏君） 次に、日程第１４　一般質問を行います。

一般質問は今回、一括質問一括答弁方式にしております。また、質問時間は、答弁を含めて２０分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力よろしくお願いをいたします。

一般質問は、山本　優君から通告がありましたので、お手元に配付の一般質問表のとおり、発言を許します。

初めに、

１．第２期子ども・子育て支援事業計画について

１３番　山本　優君

〔１３番（山本　優君）登壇〕

○１３番（山本　優君）それでは、議長のご了解をいただきましたので、今回、一般質問も私だけ、一人だということではございますが、早速始めさせていただきたいと思います。

今ほど、代表質問として生駒議員のほうからコロナウイルスに関する質問については、縷々説明がございました。

今回、年初めから世界中に猛威を振るっております新型コロナウイルスの規制も随分解除をされてきておりますけれども、まだまだ都市部では引き続き出入りが禁止されるような状況でございます。

県内においては、ここ１か月以上新規の感染者の発生もなく、若干楽観ムードも出始めているところでございますけれども、第２波の心配もありますので、今後も引き続き注意が必要だと思っております。

このコロナの件については、前段で、今申し上げましたように、代表質問として細かく質問がございましたので、このことには触れずに、早速、時間も、先ほど申し上げましたように、制限をされている関係もございますので、質問に入らせていただきたいと思います。

今、議長からもテーマについてご説明がありましたように、今回、第２期町子ども・子育て支援事業計画というのが、今期の開会に当たりましてこの計画書が配付をされました。

私たちとしまして、これから子ども・子育ての問題というのは大変大切なことだというふうに理解をしておりますし、今までも何回か取り上げてまいったところでございますが、この中身を逐一検討させていただいたところでございます。議会の中では個々にその取組をしているわけではございませんが、今回、私のほうで一般質問として取り上げさせていただきたいと思うわけであります。

この計画は、検討委員の皆さんの労力によりましてこの形に作成がされているわけでございますが、一通り読ませていただきますと、子ども・子育て支援事業計画ということでありますので、生まれた後の子供をどう育てていくか、あるいは親の健康の問題とかということについては、この計画書の９９％はその部分に割かれていると私は理解をいたしました。

しかし、今現在大きな問題になっておりますのは、生まれた子供はもちろん守っていかなきゃならないというのは当然でありますけれども、問題は生まれるかどうか、産めるかどうかという言い方は差し障りがありますが、やはり今現在、若者が結婚をして、そして子供を産んでもらう。産んでもらうという言い方は、これも差し障りがありますが、いわゆる子供を持って、そして自分たちの家庭を守っていくということが基本であろうと思います。そのことがなければ、幾ら子ども・子育て計画ができても、その子ども・子育て計画をする対象がいなかったのでは何にもならないと思うわけであります。

この子育て計画の中を見てみますと、今申し上げた結婚、出産に関する記述は、４０ページに約５行にわたって書いてはあります。この１冊の中で結婚、出産に関することに関しては、テーマとしては「『結婚・出産へのきめ細かな支援』の主な取り組み」という形で、結婚相談事業及び南越前町結婚定住促進事業と、この２項目があるのみでございます。これだけの本の中でたった５行ほどのことが書かれているだけではなかなか、この南越前町の中で子供を産み育てていくということにつながっていかないのではないか、と思うわけであります。

やはり必要なことは、かつては若者が出会う場所、それは文化活動であったりスポーツ活動であったり、あるいは地域での活動であったりしたと思うわけでありますが、特にこのコロナの発生をしたここ最近においては、そういうふうな場所も、先ほどからの報告がありましたように、できなくなってきているというのが状況としてはあります。そんな中で、今後どのように出会いの場所をつくっていくのかということについて、お聞かせをいただきたいと思います。

皆さんもご存じのように、１０年ほど前でしたか、マスコミといいますかテレビ関係がそういうものをイベントとして取り組んだことがありました。私もその場に臨んでおりましたので、その後のテレビ放送も逐一見させてもらいました。結果は、番組としては面白く作られておったと思いますけれども、結果はそんなに成果があったとは聞いておりません。やはり大切なことは、今申し上げましたように、若い人たちがいろんな地域活動とか文化・ス

ポーツ活動を通して出会いの場所をつくっていく、これが大切なのではないかな、と思うわけであります。

私の意見を申し上げまして、町の方でどのようなお考えを持っておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

〔１３番（山本　優君）降壇〕

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）岩倉町長

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本優議員の第２期の南越前町子ども・子育て支援事業計画についてのご質問にお答えをいたします。

山本議員ご指摘のとおり、人口減少、少子化への対策といたしまして、子育て支援策の充実とともに、この結婚対策というのは非常に大切、重要であるというふうに認識をいたしております。

今年、本年３月に策定をいたしました南越前町の第２期子ども・子育て支援事業計画では、基本目標の「仕事と家庭の両立の推進」の「次代の親の育成」の項目の中で「若者出会い交流事業」「結婚相談事業」「結婚定住促進事業」の３つの事業を挙げております。

従来から行っております婦人福祉協議会によります結婚相談につきましては、昨年も２件の結婚が成立をしておりまして、成果を上げているところであります。

婚活イベントにつきましては、過去には、先ほど議員言われましたテレビ番組なども活用しながら実施をしておりましたが、結婚を希望する男女の出会いの場を町単独での事業で行うことは、費用、そして効果の点からなかなか難しいというのが現状であります。

そのような中で、令和２年４月に、福井県と県内市町によりまして、県内で結婚を希望する人の活動を支援するために広域的かつ総合的に結婚支援に取り組むふくい結婚応援協議会というのが立ち上がりました。この協議会では、今年の秋に、ふくい婚活サポートセンターを開設・運営をいたしまして、人口知能、ＡＩを活用しましたマッチングシステム、アプリを構築する予定となっております。

このマッチングシステム、アプリは、スマートフォンやパソコンから相手を探すことができるとともに、登録された利用者の趣味とか性格などを踏まえて、ＡＩが相性がよいと考えられる相手をお薦めする仕組みも構築されているということであります。このシステムには、本年１２月頃から利用者の仮登録が始まる予定でありますので、結婚を希望される町内の方へ積極的な参加を働きかけていきたいと考えております。

また、県と市町共同での広域的な婚活イベントの開催も来年度以降予定されておりますので、これらを積極的に推進いたしまして、町内の独身の方々の結婚の機会拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上、山本優議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

〔 町長（岩倉光弘君）降壇〕

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）山本　優君

〔 １３番（山本　優君）登壇〕

○１３番（山本　優君）ありがとうございました。

若干数字だけ、ちょっと申し上げておきたいと思うのですが、今月の５日の日に新聞で報道されております数字として、合計特殊出生率というのがあります。これは具体的には、１人の女性が一生涯の間に何人子供を産むかという数字ですけれども、それが今年の数字では１．３６人という数字になっております。前年度と比較いたしましても、ここ４年間ぐらい連続して低下をしているということでございます。

かつて、５年ほど前には１．４５という数字を取られたこともございますが、現状の人口を維持していくためには、２近くの数字がないと現状としては維持されていかないということではあります。でも、ともかく、最終的に私が申し上げたいことは、このような数字が出ているということは、やはり晩婚、非婚ということにつながっているのではないかな、と思います。

このことを、今、町長もいろいろと計画をされました。先ほど教育委員会の話の中でも、ＩＴ化というのがどんどん進んでいることは我々も理解をしておりますし、大いに利用させていただいているわけでありますけれども、なかなか男女の出会い、人間的な部分に関してはＩＴでどこまでできるもの

かな、というのは、非常に疑問を持つところではあります。やはり大切なのは、人と人との出会いがいかにできるかということだろうと思います。

今日は、質問、答弁の時間２０分という制限もございますので、質問ということではなしに、今後のことについてお願いをしながら質問を終わりたいと思うのですが、このことについては、町の行政として、特に教育委員会における学校教育あるいは社会教育の中でいろいろと取り組んでいくことが必要なのでないかな、と思います。

今申し上げましたように、これから先、コロナウイルスがどういうふうに収束をしていくか分かりませんけれども、今後その状況を踏まえながら、次の定例会、９月あるいは１２月の段階で、この点については再度詳細にお聞かせをいただきたいなと思っております。

今日の質問としては、予定の時間はまだあるようではございますが、一応ここで終えたいと思います。

どうもありがとうございました。

〔１３番（山本　優君）降壇〕

○議長（秋田重敏君） これにて山本　優君の質問を終わります。

閉　　議

○議長（秋田重敏君） 以上で６月定例会一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会します。

〔散会　　午後１時５４分〕